

## 意見公募要領

### ～航空整備士実地試験要領等の一部改正案に関する意見公募～

国土交通省では、別添のとおり航空整備士実地試験要領等の一部改正を検討しています。

このため、当該改正について、下記のとおり広く国民の皆様から御意見を募集いたします。お寄せ頂いた御意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料といたします。御意見の受付は下記の要領で行いますので、よろしくお願いいたします。

## 記

### 意見公募対象

- 航空整備士実地試験要領（国空乗第 80 号 平成 18 年 5 月 31 日）
- 航空従事者技能証明等に関する事務処理要領  
（空乗第 248 号 昭和 51 年 4 月 26 日）
- 技能証明等の既得資格による試験の免除科目について  
（国空乗第 351 号 平成 15 年 12 月 24 日）
- 旧資格を有する者が新資格を申請する場合において免除の申請ができる学科試験科目表（整備士）（空乗第 2150 号 平成 12 年 9 月 19 日）
- 技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン  
（空乗第 1055 号 令和 2 年 6 月 29 日）

### 意見公募の趣旨・目的・背景

別添【航空整備士実地試験要領等の一部改正案について】のとおり。

### 案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口（担当課）において配布し、又は閲覧に供することとします。

### 意見公募期間

令和 8 年 3 月 7 日（土）から令和 8 年 4 月 6 日（月）まで（必着）

### 意見提出先・提出方法

- 別紙の意見提出様式に日本語にて御記入の上、以下の①～③の方法にて送付願います。その際、必ず「航空整備士実地試験要領等の一部改正案に関する意見公募」と明記いただきますようお願いいたします。

#### ① 電子政府の総合窓口「e-Gov」 電子政府の総合窓口「e-Gov」

(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出下さい。

※ 添付ファイルは利用できません。

#### ② 電子メール

電子メールアドレス : [hqt-elec-motor-glider★gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-elec-motor-glider★gxb.mlit.go.jp)

(送信の際は「★」を「@」に変換してください。)

国土交通省航空局安全部安全政策課 あて

※ テキスト形式でお願いいたします。

※ 添付ファイルは利用できません。

#### ③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省航空局安全部安全政策課 あて

### 注意事項

- 御意見を正確に把握するため、電話等による御意見は御遠慮願います。
- いただいた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることを御承知おきください。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨を御記載ください。)

### 連絡先窓口(担当課)

国土交通省航空局安全部安全政策課

TEL : 03-5253-8111 (代表)、内線 50350・50353

別紙（意見提出様式）

国土交通省航空局安全部安全政策課 意見募集担当あて  
航空整備士実地試験要領等の一部改正案に対する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見

（該当箇所）

（意見）